

川越町建築物耐震改修促進計画

[第二次計画]

令和3年3月

川 越 町

第1章 はじめに

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等	3
(1) 計画の目的	3
(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2 想定される地震と被害の状況	8
(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性	8
(2) 想定される地震	8
(3) 想定される建物被害	9
3 建築物の耐震化の現状	11
(1) 住宅の耐震化の状況	11
(2) 特定の建築物の耐震化の状況	11

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針	14
2 基本的な取組方針	14
(1) 建物所有者の主体的な取組	14
(2) 町の支援	14
(3) 関係者との連携	14
3 計画の目標	15
(1) 住宅の耐震化の目標	15
(2) 特定の建築物の耐震化の目標	19

第4章 建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化	22
(1) 木造住宅の耐震化の支援	22
(2) 住宅の耐震化の促進	23
(3) 計画的な耐震化の推進	25
2 建築物の耐震化	26
(1) 建築物の耐震化の促進	26
3 まちの安全対策	27
(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	27
(2) 耐震化の促進のための普及啓発	28
4 その他建築物の地震に対する安全対策	30

参考資料

1 川越町が実施している補助事業等	31
-------------------	----

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超えるうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56（1981）年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16（2004）年の新潟中越地震、平成17（2005）年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23（2011）年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28（2016）年には熊本地震、平成30（2018）年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、さらには南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊など、建築物本体の倒壊以外にも多岐にわたることが想定され、さらには長周期地震動への対策など新たな問題も注目され、建築物における耐震化への課題はまだ山積みとなっています。

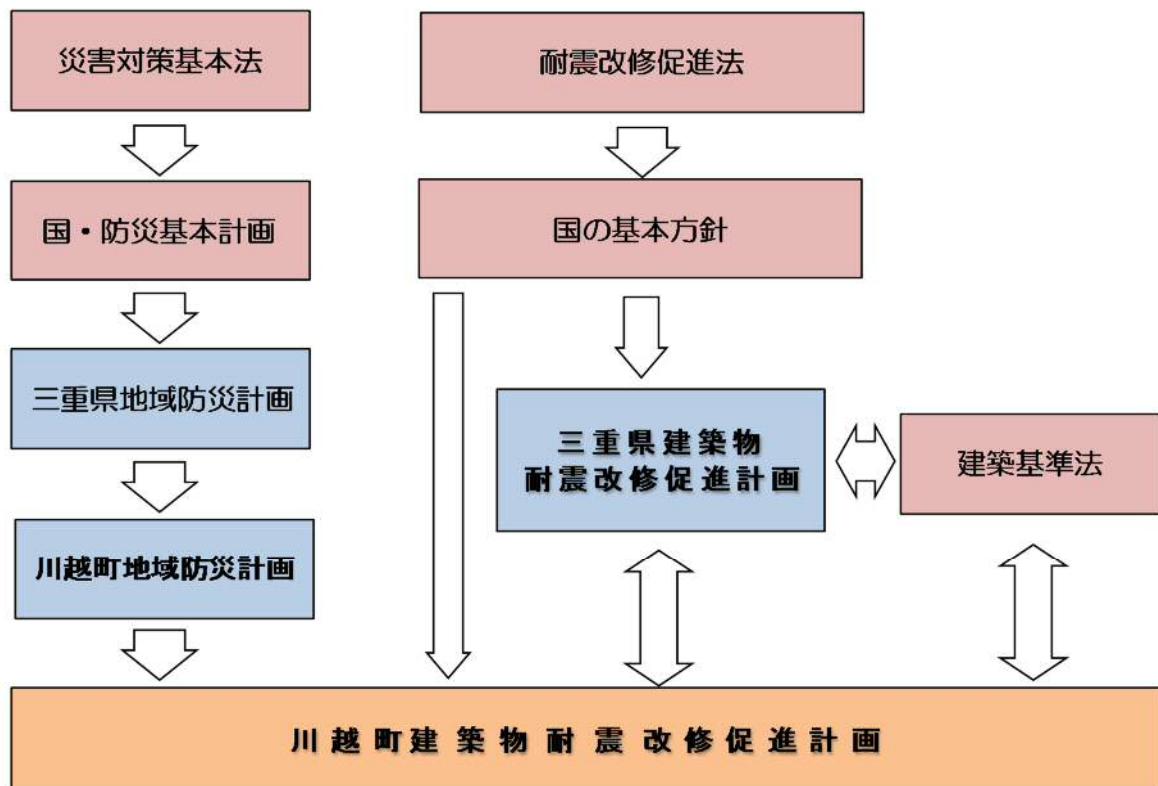
このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて、平成20年度から「川越町耐震改修促進計画」（以下「当初計画」という。）、続いて平成28年度から「川越町建築物耐震改修促進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、町内の建築物の耐震診断および耐震改修を促進してきました。

引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「川越町建築物耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「本計画」という。）を策定し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築基準法」を関連法令として、耐震改修促進法に基づき策定するものです。

また、「三重県建築物耐震改修促進計画」、「川越町地域防災計画」と整合し、策定しています。



【図 1-1】川越町建築物耐震改修促進計画の位置づけ

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、町、県、及び建物所有者などそれぞれの主体がそれに取り組むことにより、町内における地震による建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、川越町全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月から令和8年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前^(※1)に建築された住宅及び特定の建築物^(※2)を対象に耐震化を図ります。

^{※1} 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

^{※2} 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含みます（表2-1）。

【用語の解説】

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1(ア)）

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

① 多数の者が利用する建築物

（表2-1(い)欄(1)の用途のうち(ろ)に掲げるもの）。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

（表2-1(い)欄(2)の用途のうち(ろ)に掲げるもの）。

③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）

（表2-1(い)欄(3)の用途のうち(ろ)に掲げるもの）。

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1(イ)）

以下の既存耐震不適格建築物（要安全計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮をする者が主として利用する建築物

（表2-1(い)欄(1)の用途のうち(は)に掲げるもの）

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

（表2-1(い)欄(2)の用途のうち(は)に掲げるもの）

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1(ウ)）

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）

（表2-1(い)欄(3)の用途のうち(は)に掲げるもの）

② 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）

（表2-1(い)欄(4)の用途のうち(は)に掲げるもの）

【表 2-1】特定の建築物の一覧表

(い) 用 途	(ろ) 要 件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要 件 (耐震診断義務付け対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ 床面積 500 m ² 以上	階数2以上かつ 床面積 1,500 m ² 以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校 ※	階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上(屋内運動場を含む)	階数2以上かつ床面積 3,000 m ² 以上(屋内運動場を含む)
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	階数2以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上
※以外の学校		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演劇場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		
事務所		
博物館、美術館、図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	階数1以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上
(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)
(3) 避難路沿道建築物 (通行障害建築物)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
(4) 防災拠点となる建築物		耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

【表 2-2】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表(耐震改修促進法施行令第7条)

用 途	政令 第7条 第2項	危険物の種類	数　量
危 険 物 の 貯 蔵 場 又 は 処 理 場	第一号	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
		石油類 消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く。)	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類
		第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類
		第五号	マッチ
		第六号	可燃性ガス(第七号、第八号に掲げるものを除く。)
		第七号	圧縮ガス
		第八号	液化ガス
		第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)
		第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

■通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

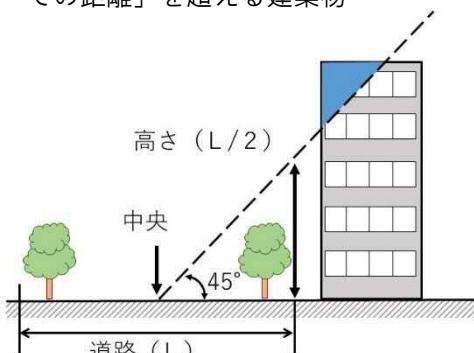
■通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

なお対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。

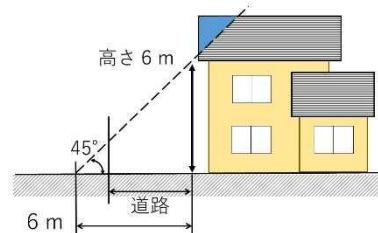
道路幅員 12m を超える場合

高さが「幅員の $1/2 +$ 道路境界線までの距離」を超える建築物



道路幅員 12m 以下の場合

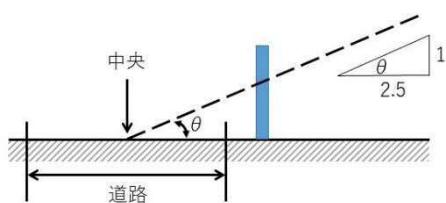
高さが「6m + 道路境界線までの距離」を超える建築物



【図 2-1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物

組積造の塀(長さ 25m を超えるもの)

高さが「幅員の $1/2 +$ 道路境界線までの距離」の $1/2.5$ を超える塀



【図 2-2】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

2 想定される地震と被害の状況

(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性

本県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

なかでも、津波による被害について、先人たちは、津波到達地点を示す碑（鳥羽市浦村町、熊野市新鹿町地内等）や津波供養塔（南伊勢町贊浦、紀北町長島地内等）を建立することにより、被害の様相を伝え、教訓を決して忘れる事のないよう、それぞれの地域において今に継承するなど、本県は、長年にわたり繰り返される、地震・津波による被災の歴史と真正面から向かい合ってきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和3年1月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を70%～80%としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

(2) 想定される地震

県では、平成26年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震、及び県内に数多く分布する活断層を震源とした内陸直下型地震について複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめました。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、東日本大震災の発生直後に各地で内陸地震が頻発したように、プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。過去にも南海トラフ周辺において、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視されるなかで、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。このように、県内は沿岸部のみならず内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は県全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をも

たらすことが想定される3つの活断層（養老一桑名一四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を選定し、被害予測を行っています。

（3）想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して、予測結果が示されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、県全体で約70,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約23,000棟が全壊し、津波により約38,000棟が流出すると予測されています。

次に、内陸直下型地震にあたる養老一桑名一四日市断層帯地震では、県全体で約120,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約96,000棟が全壊し、火災により約19,000棟が焼失すると予測されています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約93,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約65,000棟が全壊し、火災により約22,000棟が焼失すると予測されています。

頓宮断層地震では、県全体で約8,900棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約4,700棟が全壊すると予測されています。

なお、いずれの地震でも、液状化にともなう建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっています。

【表2-3】過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約23,000	約2,000	約3,900	約60	約12,000	約4,800
液状化	約5,900	約2,500	約1,600	約10	約1,500	約300
津波	約38,000	約8,500	約4,800	—	約16,000	約9,100
急傾斜地等	約700	約20	約80	約10	約400	約200
火災	約2,100	約20	約70	約10	約1,800	約40
計	約70,000	約13,000	約11,000	約90	約32,000	約14,000

（単位：棟）

【表 2-4】養老-桑名-四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 96,000	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—
液状化	約 5,500	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10
津波						
急傾斜地等	約 400	約 100	約 90	約 30	約 100	—
火災	約 19,000	約 18,000	約 300	—	約 10	—
計	約 120,000	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10

(単位：棟)

【表 2-5】布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 65,000	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—
液状化	約 5,900	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100
津波						
急傾斜地等	約 500	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40
火災	約 22,000	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—
計	約 93,000	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200

(単位：棟)

【表 2-6】頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 4,700	約 70	約 100	約 4,500	—	—
液状化	約 3,900	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10
津波						
急傾斜地等	約 200	約 50	約 90	約 50	約 50	—
火災	約 70	約 20	約 20	約 30	—	—
計	約 8,900	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10

(単位：棟)

3 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）を参考に、三重県が示す耐震化率の算出方法により推計すると、川越町の住宅総数は平成30年度末の住宅総数は5,830戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は4,337戸となり、「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は74.4%となります。

一方、耐震性のない住宅は1,494戸（25.6%）と推計されます。

また、令和2年度末時点を推計すると、住宅総数5,992戸の内、耐震性のある住宅は4,577戸（76.4%）、耐震性がない住宅は1,415戸（23.6%）となります。

【表2-7】川越町における住宅耐震化の状況

川越町における住宅戸数		平成30年度末	令和01年度末	令和02年度末
住宅総数		5,830	5,911	5,992
耐震性のある住宅戸数（①+②） （耐震化率）		4,337 (74.4%)	4,457 (75.4%)	4,577 (76.4%)
昭和56年以降建築①		3,760	3,885	4,010
昭和55年以前建築の住宅総数		2,070	2,026	1,982
耐震性 あり	木造住宅（※1）	495	493	489
	木造以外の住宅（※2）	81	80	78
	計②	576	573	567
耐震性 なし	木造住宅（※1）	1,454	1,414	1,376
	木造以外の住宅（※2）	40	39	39
	計	1,494 (25.6%)	1,453 (24.6%)	1,415 (23.6%)

（単位：戸）

この表の値はすべて町において推計して算出しています。

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成30年度末時点で1,949戸となります。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(2) 特定の建築物の耐震化の状況

①多数の者が利用する建築物

町内の多数の者が利用する建築物は令和元年度末時点で63棟あり、その内、新耐震基準で建築された建築物が44棟、旧耐震基準で建築された建築物は19棟となっており、旧耐震基準で建築された建築物の割合は30.2%となっています。

また、川越町における多数の者が利用する建築物の耐震化率（※）は、87.3%となっています。

旧耐震基準の建築物は、建築後概ね40年以上経過していることから、耐震改修して建物を継続して利用するよりも、除却・建替えする傾向が強くなっています。今後も耐震化率の伸びは鈍化し、旧耐震基準の建物の除却による耐震化が進捗すると考えられます。

【表 2-8】川越町における多数の者が利用する建築物の状況

年度		建築物 総数	新耐震基準	旧耐震基準		耐震性あり 建築物数	耐震化率
				耐震性あり	耐震性なし (未診断含む)		
		a=b+c+d	b	c	d	e=b+c	f=e/a
H18	県有建築物	7	7	0	0	7	100 %
	町建築物	19	8	11	0	19	100 %
	民間建築物	35	27	0	8	27	77.1 %
	合 計	61	42	11	8	53	86.9 %
H27	県有建築物	7	7	0	0	7	100 %
	町建築物	19	8	11	0	19	100 %
	民間建築物	36	28	0	8	28	77.8 %
	合 計 (対 H18 増減)	62 (1)	43 (1)	11 (0)	8 (0)	54 (1)	87.1 % (0.2 %)
R1	県有建築物	7	7	0	0	7	100 %
	町建築物	19	8	11	0	19	100 %
	民間建築物	37	29	0	8	29	78.4 %
	合 計 (対 H27 増減)	63 (1)	44 (1)	11 (0)	8 (0)	55 (1)	87.3 % (0.2 %)

(単位：棟)

- ※ 「多数の者が利用する建築物の耐震化率」は、町調査をもとに推計しています。
- ※ 耐震化率の算定は、昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物と昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合です。

②耐震診断義務付け建築物

特定の建築物には、不特定多数の者が利用する大規模建築物等、防災拠点となる建築物、避難路沿道建築物の3つの耐震診断義務付け建築物があります。

(不特定多数の者が利用する大規模建築物等)

不特定多数の者が利用する大規模建築物等とは、要緊急安全確認大規模建築物のことであり、既存耐震不適格建築物のうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が主として利用する大規模建築物、老人ホーム、小中学校等の避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場又は処理場が該当します。

(避難路沿道建築物)

避難路沿道建築物は、地震時に倒壊すると道路を閉塞するおそれがある通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの（通行障害既存耐震不適格建築物）が該当します。耐震診断義務化路線としては、災害応急対策において特に重要な拠点となる施設を広域的に結ぶ、第1次緊急輸送道路を平成27年から県耐震改修促進計画に位置付けており、耐震診断義務付け建築物となる避難路沿道建築物の耐震改修等実施率は20.6%となっています。

町に耐震診断義務付け建築物である、不特定多数の者が利用する大規模建築物等及び防災拠点となる建築物はありませんが、避難路沿道建築物に該当する建物は1棟あります。

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議決定）における10年後に死者数をおおむね8割、建築物の全壊棟数をおおむね5割、被害想定から減少させるという目標を踏まえ、耐震性が不十分な住宅及び耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、令和7年までにおおむね解消としています。

その基本的な方針及び第一次計画における目標を踏まえ、令和7年度までの住宅及び特定の建築物の耐震化率の目標を定めます。

これらの目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

2 基本的な取組方針

（1）建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、町民や事業者による自助、地域社会による共助、県や町などの公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による住宅や建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えるかねない問題であることを十分に認識して、耐震化に取り組む必要があります。

（2）町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

また町は、地震災害からの復旧にかかる費用を大幅に減らす効果が期待できる住宅の耐震化や防災・減災対策としての有効性が高い建築物の耐震化など、公費負担の必要性の観点から財政的支援を行うものとします。

（3）関係者との連携

町、県、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

また特に県と連携して、旧耐震基準の建物所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

3 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

目標 1. 住宅の耐震化	<u>目標：耐震化率 81.3%以上</u> (R2 年度推計値：76.4%)
参考指標：旧耐震基準の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数	<u>指標：耐震化未実施率 43.8%以下</u> (R2 年度推計値：51.7%)

① 住宅の耐震化の現状と課題

(第一次計画の目標に対する実績)

町では、5年前（平成 28 年度）に策定した第一次計画において、国の目標である耐震化率では、耐震化の取組実績とは関係しない新築等の戸数によって大きく影響を受けるため、これとは別に、町独自の目標として、「平成 25 年度時点の旧耐震基準の住宅数（2,730 戸）のうち、耐震性のない住宅（1,988 戸）の割合（72.8%）」を、令和 2 年度に 67.4% 以下に低下させると設定しました。

この町の目標に関しては、令和 2 年度末の耐震性のない住宅が 1,415 戸と推計され、平成 25 年度の 2,730 戸に対する割合は 51.8% となり、目標値 67.4% 以下を達成することができました。

(耐震化率の進捗状況)

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）において、国は全国の住宅の耐震化率を平成 27 年までに 90%、平成 32 年までに 95% とする目標を設定していましたが、平成 30 年統計調査をもとに国が算出した全国の耐震化率は約 87% でした。

一方、川越町における住宅の耐震化率は、前掲のとおり平成 30 年度推計値で 74.4% に止まり、令和 2 年末までの目標である耐震化率 95% の達成は、不可能な状況となっています。

県内各市町では、平成 14 年度以降、耐震診断、補強設計、補強工事及びリフォーム工事等各種の補助制度を設け、耐震化を推進してきました。耐震診断の補助件数は、東日本大震災の翌年である平成 23 年度をピークに減少していましたが、平成 28 年度以降は、耐震性の無い空き家の除却補助制度創設により、空き家の除却に伴う耐震診断の増加もあり、約 2,000 件を維持しています。一方、補強工事に係る補助件数は、平成 24 年度の 416 件をピークに減少傾向が続き、令和元年度には 65 件まで落ち込んでいます。



【図 3-1】三重県における耐震診断・補強設計・補強工事補助件数の推移

(耐震補強件数低迷の原因と課題)

「令和元年度 防災に関する県民意識調査」結果によると、耐震改修を行わない理由として、58.5%の県民が「補強工事費に多額の費用がかかるから」と回答しました。

この回答の背景として、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）の大半の住宅が、すでに概ね 40 年以上経過し、多くの高齢の所有者にとっての金銭的な負担の重さや工事中の使用制限や工事後の使い勝手上の制約に加え、補助金の交付申請等の手続に対する負担感などが挙げられます。

また、補強工事補助制度が創設され、15 年以上経過していることから、防災意識が高い所有者は、すでに工事を実施済である一方、補強工事を未実施の所有者の防災意識は、あまり高くない可能性があります。

これらのことから、耐震補強工事に要する費用の低廉化とともに、補強工事に対する一層の意識の向上を促すことが必要と考えます。

(耐震補強補助対象工法の拡大の課題)

耐震補強の補助対象工法については、平成 24 年度まで、耐震改修促進法に基づく告示（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に定められている工法のほか、一般財団法人日本建築防災協会において、その耐震性能について適正と評価された工法のみを補助対象として取り扱ってきました。

その後、民間において多種多様な工法が開発され、工事費の削減や工期の短縮が可能となってきていることから、平成 25 年度より、このような工法のうち、公的機関等により耐震性能について適正と評価された工法については補助対象として取り扱うこととしてきました。

しかしながら、その後 5 年以上が経過したものの、設計者や工事業者がこのような新し

い工法を学ぶ機会が少ないなどの理由から、県内において新しい工法の採用と普及はあまり進んでいません。

② 住宅の耐震化の目標

(採用する目標)

第一次計画で設定した町の目標（平成 25 年時点の昭和 55 年以前の住宅数に対する耐震性のない住宅の割合＝「耐震化未実施率」）は、全国の目標値（「耐震化率」）とは比較できず、また、耐震化の進捗状況がわかりにくいことから、今後 5 年間の目標設定においては、改めて国の耐震化率を目標として採用するとともに、従前の町の目標については参考指標として算出することとします。

【表 3-1】目標値の算定式

目標	耐震化率	(耐震性のある住宅数 ＝S55 年以前の耐震性のある住宅数+S56 年以降の住宅数) ／（住宅総数）
参考 指標	耐震化 未実施率	(耐震性のない住宅数) ／（H25 時点の S55 年以前の住宅数＝2,730）

(目標値の設定)

前述のとおり、耐震化率の進捗が芳しくないことから、国は、耐震化率 95% の目標を令和 2 年から令和 7 年に 5 年間スライドさせる見込みです。

川越町においても、町内の耐震化率の推移を踏まえつつ、耐震化の推進に向け、積極的に取り組むことを前提としつつ、以下のとおり目標値を設定するものとします。

近年の耐震補強戸数、新築着工戸数、除却戸数が同水準で推移したとすると、令和 7 年度の住宅総数（6,397 戸）に対する耐震性のある住宅（5,186 戸）の割合（耐震化率）は 81.1% となり、5 年スライドしても 95% の目標値には遠く及びません。

95% の耐震化率を達成するためには、令和 7 年度に 6,078 戸の住宅において耐震性を備えている必要があり、令和元年度の耐震性のある住宅数 4,457 戸との差分 1,621 戸について新築、除却、建替も含めて耐震化を図る必要があります。その実現のためには、毎年 180 件の耐震補強が必要となり、これら全てが補助を受けないとしても、これまでの補強補助実績 1.25 件／年（平成 21 年度～令和 2 年度）と比較すると 144 倍の件数となるため、現実的ではありません。

そこで、県と密接に連携しながら、耐震補強工事コストの低廉化や、補助制度の見直し等、可能な限りの対応を講じることによって、町の耐震補強補助実績 1.25 件／年の 4 倍にあたる 5 件／年の補助を目指すことで、令和 7 年度に耐震化率 81.3% 以上を達成すべく、目標値として設定することとします。

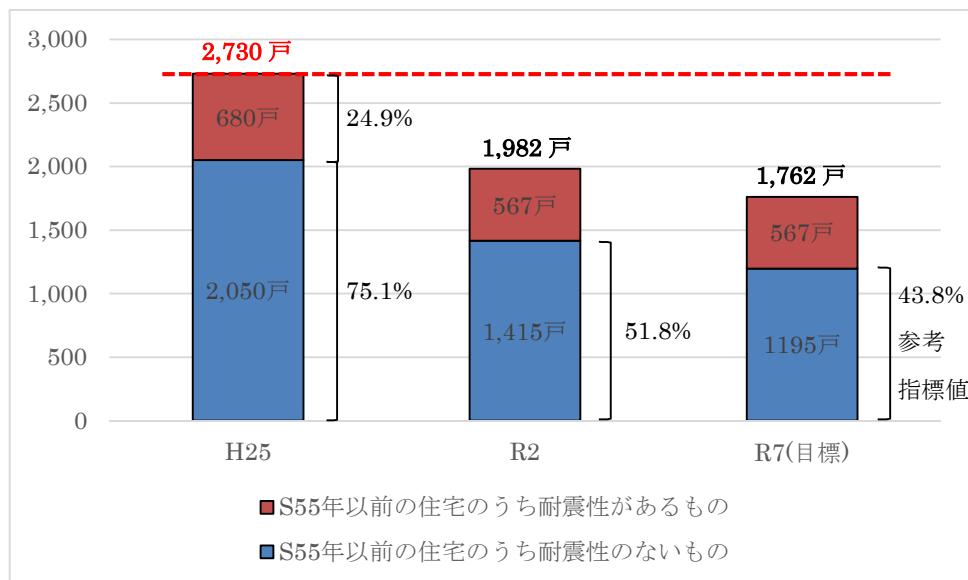
なお、従前の県の目標（参考指標）についても、これらの取組によって、令和 7 年度に 43.8% 以下の達成を目指します。

【表 3-2】川越町における住宅耐震化の目標

川越町における住宅戸数		R2 年度 第一次計画時 の想定数値	R2 年度 現時点での 推定値	R7 年度 年 5 戸の補強 補助が実現し た場合 【目標】	R7 年度 年 2 戸の補強 補助(現状並 み)で推移し た場合 【参考】
住宅総数		6,738	5,992	6,397	6,397
耐震性のある住宅戸数 (①+②)		5,059	4,577	5,202	5,187
耐震化率 (目標)		75.1%	76.4%	81.3%	81.1%
昭和 56 年以降建築①		4,302	4,010	4,635	4,635
耐震化未実施率 (参考指標) (平成 25 年度比) (③/2,730)		61.5%	51.8%	43.8%	44.3%
昭和 55 年以前建築の住宅総数		2,436	1,982	1,762	1,762
耐震性 あり	木造住宅	652	489	495	480
	木造以外の住宅	105	78	72	72
	計②	757	567	567	552
耐震性 なし	木造住宅	1,653	1,376	1,160	1,175
	木造以外の住宅	26	39	35	35
	計③	1,679 (24.9%)	1,415 (23.6%)	1,195 (18.7%)	1,210 (18.9%)

(単位：戸)

【図 3-2】川越町における昭和 55 年以前建築の住宅の耐震化



(2) 特定の建築物の耐震化の目標

特定の建築物のうち、多数の者が利用する建築物は、その用途が多岐にわたるため、防災対策における重要度に応じて3つに分類したうえで、目標に掲げます。具体的には、多数の者が利用する建築物のうち、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等のA類から耐震化を進めることとし、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるB類、その他のC類と優先付けをします。

全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていくことは当然ですが、いつ発生するか分からない大規模地震への対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

【表 3-3】多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I 以外の建築物（付属建築物等）	I の附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I 以外の建築物（付属建築物等）	体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体の安全を図る建築物	共同住宅、寄宿舎・下宿 上記以外
		II	I 以外の建築物（付属建築物等）	ホテル・旅館、事務所、停車場等 運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗・サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A—I、B—I、A—II、B—II、C—I、C—IIとします。

① 公共建築物の耐震化の目標

目標2. 公共建築物の耐震化	目標：耐震化率 100%
(県有施設の建築物の耐震化 現状値：100%)	
(町有施設の建築物の耐震化 現状値：100%)	

県有建築物及び町有建築物は、耐震化が完了していることから、引き続き、それらの建築物の適切な維持管理に努めます。

【表 3-4】町が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

年度	用途分類	重要度による分類	建築物総数 a=b+c	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率 d=b/a
				b	c	
H27	A	I	17	17	0	100%
		II	0	0	0	—
	B	I	1	1	0	100%
		II	1	1	0	100%
	C	I 賃貸住宅等	0	0	0	—
		上記以外	0	0	0	—
		II	0	0	0	—
	計		19	19	0	100%
R1	A	I	17	17	0	100%
		II	0	0	0	—
	B	I	1	1	0	100%
		II	1	1	0	100%
	C	I 賃貸住宅等	0	0	0	—
		上記以外	0	0	0	—
		II	0	0	0	—
	計 (対 H27 増減)		19 (0)	19 (0)	0 (0)	100% (0%)

(単位：棟数)

② 民間建築物の耐震化の目標

目標3. 民間建築物の耐震化（用途分類 A、B）	目標：耐震化率 100%
(現状値：100 %)	

民間建築物で多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要な用途分類A及びBを対象とし、耐震化は完了しています。

【表 3-5】民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

年度	用途分類	重要度による分類	建築物総数 $a=b+c$	耐震性あり		耐震化率 $d=b/a$
				b	c	
H27	A	I	2	2	0	100%
		II	0	0	0	—
	B	I	0	0	0	—
		II	0	0	0	—
	計		2	2	0	100%
R1	A	I	1	1	0	100%
		II	0	0	0	—
	B	I	0	0	0	—
		II	0	0	0	—
	計 (対 H27 増減)		1 (▲1)	1 (▲1)	0 (0)	100% (0%)

(単位：棟数)

※ 耐震性の有無が未確認の建築物は耐震性がないものとして計上しています。

H27：三重県建築物耐震改修促進計画(H28～R2、第一次計画)開始時点

第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

町では、木造住宅の耐震化に係る耐震診断、補強設計及び耐震補強工事に対して必要な支援を行います。

① 旧耐震基準木造住宅に対する支援

町は、引き続き、旧耐震基準の木造住宅を対象に市町が行う耐震診断、補強設計及び耐震補強工事の補助制度を継続するとともに、「補強工事費に多額の費用がかかるから耐震改修を行わない」という県民意識調査の結果や、その背景から見えてきた課題を解決するため、県と連携し、耐震補強工事の低廉化を進めるべく、より詳細に耐震診断を実施できるように耐震診断方法を見直すことや低成本の補強工法を積極的に採用するなどの取組を推進します。

② 簡易補強等に対する支援

「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（中央防災会議・平成25年5月28日）において、『特に、建替需要が発生しにくい高齢者等の住宅について、部分的な耐震改修を促進するなどの取組を充実させる必要がある』、『国、地方公共団体は、地震時の建築物の倒壊等から人命を守るために、避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進を図るとともに、部分的な耐震化による安全空間の確保、建築物の完全な倒壊を避ける対策の導入等を推進する必要がある』という見解が示されました。

しかしながら、現在の耐震改修促進法に基づく耐震基準においては、例えば、寝室一室の壁一枚だけの補強は、偏った配置による補強となる場合があり、結果的に住宅全体の耐震性が低下するようなこともあります。

そこで、町では、寝室のみといったごく一部の補強ではなく、本来評点1.0を確保すべきところ、そこまでのコスト負担が困難な場合に、評点0.7以上への「簡易補強工事」についても補助の対象としています。

費用負担が障害となって耐震改修をためらう方等のために、より普及が期待できる補強手法について、県と連携しながら、引き続き検討していきます。

※ 「評点」：木造住宅の耐震性能を表すもので、「強さ」、「耐力要素の配置等による低減係数」、「劣化度による低減係数」の3項目から算出（一般診断法）し、次のように判定します。

評点	1.5以上	1.0以上1.5未満	0.7以上1.0未満	0.7未満
判定	倒壊しない	一応倒壊しない	倒壊する可能性がある	倒壊する可能性が高い

③ 補助金に係る代理受領制度導入の促進

補強設計や耐震補強工事の補助金は、通常、設計や工事が完了し、業者への支払い完了後に、町から申請者である住宅の所有者に支払われるため、一時的ではあるものの補助金分も含め所有者が業者に対して立て替え払いをする必要があります。このことが設計や工事へ進まない要因の一つになっていると考えられることから、補助金の申請者である所有者の委任により、設計や工事を行った業者が、所有者の代わりに直接補助金を請求し、受領することができる「代理受領制度」の導入を促進し、所有者の負担軽減を図ります。

（2）住宅の耐震化の促進

県では、住宅の耐震化の促進のため、県民のみなさんに耐震診断・耐震改修等必要な情報の提供を行います。

① 建築相談窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の確保

県建築開発課・住宅政策課及び県内各建設事務所において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、リフォームや建築全般についての相談窓口を設置し、相談を受け付けています。

特に、増改築やリフォーム工事にあわせて耐震改修を行うことは、単独で耐震改修を行う場合に比べて費用及び手間を軽減できるため、相談時に情報提供することにより、リフォームにあわせた耐震改修が行われるよう誘導していきます。

② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施

耐震化のための普及啓発は、町民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問を実施します。

なお、これらの直接的な普及啓発に係る取組については、市町が住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、継続的かつ効果的に推進できるよう支援を行います。

③ インターネット等を活用した情報提供

町の広報の活用により、耐震化の必要性や補助制度について情報提供を行うとともに、インターネット等を活用し、町民のみなさんに広く情報提供を行っていきます。

■三重県 HP(「e-すまい三重」)

■これまで県により発行されたパンフレットの内容（「住まい安全安心 21 通信」）

第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
地震と家のおはなし、わが家の耐震診断など	専門家による耐震診断、耐震補強など	耐震補強の実例、まちとしての耐震対策など	耐震改修工事の発注、契約方法など	耐震改修工事のチェックポイント、まちの改善例など
第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
災害に強いまちづくり、地震発生時にやるべきことなど	木造住宅耐震診断・耐震補強補助事業の制度紹介など	家具の転倒防止対策特集	木造住宅の耐震診断から耐震補強までの流れなど	木造住宅耐震補強事例集



④ 防災教育を通じた啓発

小中学校での防災教育では、三重県教育委員会発行の「防災ノート」を活用し、児童生徒及び保育者の防災意識向上を図るとともに、県及び町の耐震化への取り組みを紹介していきます。

⑤ 地元組織を通じた啓発

住宅・建築物の耐震化をはじめ、防災に対する取組が広がるためにには、町民のみなさんが自ら積極的に活動し、自らの命は自らが、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持つことが重要です。

そのため、自治会や自主防災組織等の地元組織が中心となって、住宅・建築物の耐震化や防災対策に取り組む必要があります。町は川越町地域防災計画に基づき、地域の実情に合わせた形で地震・津波対策に関する普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組みます。

（3）計画的な耐震化の推進

町では、計画的な耐震化の推進のため、町民のみなさんが安心して住宅の耐震化を考えていただけるよう、県と協働し、環境整備等に取り組みます。

① 木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催

県では、耐震診断を行う専門家の育成と診断技術の維持向上を図るため、現在、特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会（以下「木耐協」といいます。）において、設計、施工者等の事業者を対象とする「三重県木造住宅耐震診断マニュアル講習会」や「耐震診断員更新講習会」を開催しています。町としてもこの取り組みについて、広く周知していきます。

② 木造住宅の耐震補強補助対象工法の拡大と工事コストの低廉化の推進

コスト的に有利な様々な耐震補強に関する工法が開発されているものの、設計者や工事業者がそれらを十分理解できる機会がなく、普及につながっていないことから、県では、令和2年に、設計者、工事業者及び市町担当者等を対象として研修会を開催し、診断方法のほか、低コスト工法やそれを活用した設計方法（工法選択の考え方）等について周知を図りました。町としても、耐震補強工事の推進を図るうえで、補強工事コストの低減化は大きな課題であることから、県と協働し、推進に取り組みます。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の促進

町では、建築物の耐震化の促進のため、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備、情報提供等を行います。

耐震化を促進する環境整備

町では、建築物の耐震化の促進のために、対象建築物所有者に対し、県と連携して耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供等を行います。

(相談窓口での情報提供)

住宅と同様に、所有者等からの相談に対応し、耐震診断・耐震改修に関する支援制度についての情報提供を行います。

3 まちの安全対策

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 県による地震時に通行を確保すべき道路の指定

地震によって建築物が倒壊することにより、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線及び耐震診断指示対象路線を指定します。

(耐震診断義務化対象路線の指定)

県は、耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づく耐震診断義務化対象路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を平成27年12月より指定しています。

また、この沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物という。以下同じ。）の所有者に、同法第7条第1項第二号に基づき令和8年3月31日までに、耐震診断を行いその結果を、所管行政庁へ報告することが義務付けられています。ただし、同条による報告期限が令和3年3月31日であったものを除くとともに、すでに報告期限を迎えたものについては、今後はその結果の公表を県により進めます。

また通行障害既存耐震不適格建築物のうち組積造の塀（耐震改修促進法施行令第4条第二号に定めるもの）については、第1次緊急輸送道路には該当するものがいたため、報告期限を定めません。

(耐震診断指示対象路線の指定)

県は、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定しています。

この路線における通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定に基づき、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

(その他の道路の沿道の耐震化)

地震時に建築物が倒壊し道路が閉塞すると、避難はもとより、その後の救助や消火活動等に支障が生じることから、地域の状況に応じて、第1次緊急輸送道路以外の第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路あるいはその他の道路を、町が定める耐震改修促進計画において、同法第6条第3項第一号又は第二号の規定に基づき耐震診断義務化路線等に指定することが考えられます。

② 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定した道路の通行障害既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修促進法第10条の規定に基づき、耐震診

断の実施に必要な費用を負担します。

またその結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震補強設計、耐震改修の実施に必要な費用を負担します。

③ 避難路等の道路情報の整備

市街地における道路は、災害時には避難者の安全な通行の確保、救助や消防活動の場、あるいは火災の延焼の抑止など防災上重要な機能を果たします。このため県にて建築基準法上の道路に関する情報を示した指定道路図等を整備し、適宜更新することにより、市街地の状況を適切に把握・整理し、狭い道路の解消をはじめ、今後の市街地の改善や計画的な耐震化を促進します。

④ 密集市街地等における安全対策の促進

老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」では、大規模地震時に多くの住宅が倒壊するほか、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高いと考えられています。

また、平成 30 年統計調査によると、県内の管理不全の空き家は住宅総数の 9.0%（約 72,200 戸）を占め、今後も増加するものと考えられますが、密集市街地では、空き家率も高く、その対策はまちの安全対策にとっても非常に重要と言えます。

そこで、町では、平成 30 年から、一定の要件を満たす空き家を対象に、その除却工事やリフォームに対する補助を実施しています。

また、密集市街地等における円滑な避難や救助活動の妨げとなる狭い道路を解消するため、狭い道路整備の事業に取り組み、まちの安全性を高めます。

（2）耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

県では、平成 25 年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老一桑名一四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

また津波に関し、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定し作成した「津波浸水予測図（平成 23 年度版）」と、国の中防災会議が平成 24 年 8 月に公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて県が想定し作成した「津波浸水予測図（平成 25 年度版）」の 2 種類を作成し、目的別に公表しています。

これらを基に、地域の災害予測を把握し、町民あるいは地域社会それぞれが適切な地震・津波対策を講じることができるよう啓発に努めます。

② 防災ガイドブックの作成

県では、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、内陸直下型地震の発生が懸念されており、また、近年多発している台風や集中豪雨による風水害など、様々な自然災害に県民のみなさんに備えていただくため、「三重県防災ガイドブック」を作成しています。

「知る」「備える」「行動する」をキーワードとして、県民のみなさんが地震・津波・風水害や自らの災害リスクを知ることで、自分に合った備えを進め、災害発生時には適切な避難行動をとるために活用いただくことのできる内容としています。

この「三重県防災ガイドブック」において、家屋の耐震診断・耐震補強などの耐震対策に関するチェックポイントや行政支援などを掲載し、耐震化の促進を図るための普及啓発に取り組みます。

4 その他建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等における安全対策

平成30年の大坂府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところです。

地震時によるブロック塀等の倒壊の被害を減らすことを目的とし、所有者等による安全点検の実施を促すため、道路に面する危険なブロック塀等を撤去する所有者等に対して、撤去費用の一部を補助する制度を実施し、ブロック塀等の安全確保に取り組みます。

② 屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下物防止対策

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害でもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。そのような建築物から落下するおそれのあるものについて、地震に対する安全性を確保するため、必要な点検や改修などを行い、維持保全を適切に行うよう県と協力し、建物所有者等へ周知し、建築物からの落下物防止対策の普及啓発を行います。

③ 大規模空間建築物における天井材等の脱落防止対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。このことを踏まえ、天井材等の脱落対策に係る新たな基準が建築基準法で定められることから、県と協力し、建物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発を行います。

④ エレベーターにおける耐震対策

大規模地震時において、エレベーターの機器やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が数多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、平成21年以降に新設するエレベーターには、機器の脱落防止や転倒防止措置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けされました。

既設エレベーターにはそれらの措置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、県や関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発を行います。

⑤ 家具等の転倒防止の普及啓発

建築物そのものの耐震性が十分であっても、住宅における家具や電気製品、オフィスや病院等における什器や機材等の転倒は、人命にかかる場合や、避難や救助活動の妨げになるおそれがあります。そのため比較的安価で、すぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止のための固定方法について、補助する制度の実施により人的被害を減らします。

参考資料

1 川越町が実施している補助事業等

(1) 木造住宅の耐震化の支援

(令和3年4月1日時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。(申請者負担額:無料)	階数が3以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:設計費用の2/3の額(上限額は18万円)	耐震診断評点1.0未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:次の①と②と③を加算した額(最高115万円かつ工事費用まで) ① 工事費用の2/5の額 (50万円が上限) ② 工事費用の2/3の額 (50万円が上限) ③ 工事費用から①と②を除いた額(15万円が上限)	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする補強工事 ・町が認める防災上必要な地区(例:密集した住宅地や指定された避難路沿い)
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と一緒にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:リフォーム工事費用の1/3の額(20万円が上限)	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅簡易 耐震補強補助 事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、少しでも住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:工事費用の2/3の額(30万円が上限)	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	・耐震診断評点0.7以上とする補強工事 ・町が認める防災上必要な地区(例:密集した住宅地や指定された避難路沿い)
木造住宅除却 補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、除却する工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:工事費用の23%の額(30万円が上限)	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	